

○赤磐市建設工事に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要綱

平成22年11月1日

告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する指名競争入札のうち建設工事及び建設工事に係る設計、監理、測量、調査等の業務委託の入札結果等の公表（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は次のとおりとする。

- (1) 建設工事又は製造の請負（以下「建設工事」という。）
- (2) 建設工事に係る設計、監理、測量、調査等の業務委託（以下「業務委託」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札執行に関する事項
- (2) 入札経過及び結果に関する事項

(公表の方法)

第4条 公表は、次の事項を記載した書面（以下「閲覧文書」という。）の閲覧及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

(1) 建設工事

- ア 前条第1号に掲げるものにあつては、工事名、工事場所、入札予定日及び予定価格
- イ 前条第2号に掲げるものにあつては、工事名、工事場所、入札日、入札業者名、各入札業者の各回の入札金額、落札業者名、予定価格及び最低制限価格（赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領（平成22年赤磐市告示第55号）により設定されたものに限る。）

(2) 業務委託

- ア 前条第1号に掲げるものにあつては、業務名及び入札予定日及び予定価格
- イ 前条第2号に掲げるものにあつては、業務名、入札日、入札業者名、各入札業者の各回の入札金額及び落札業者名

2 前項第1号ア及び第2号アの規定にかかわらず、赤磐市建設工事、物品購入、役務提供及び委託に係る予定価格の事前公表実施要綱（平成29年赤磐市告示第76号）第2条ただし書の規定により、予定価格の事前公表が適当でない場合は、これを公表しないものとする。

(閲覧場所)

第5条 閲覧文書の閲覧は、財務部管財課が指定する場所において行うものとする。

(閲覧期間)

第6条 閲覧文書の閲覧は、次に掲げる期間（赤磐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年赤磐市条例第40号）に基づく休日を除く。）の執務時間内とする。

(1) 入札執行に関する事項は、指名通知後すみやかに閲覧手続きを行い、入札執行日まで閲覧に供する。

(2) 入札経過及び結果に関する事項は、入札執行後すみやかに閲覧手続きを行い、落札決定した日の属する年度及び翌年度まで閲覧に供する。

(閲覧手続)

第7条 閲覧文書を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、入札結果等閲覧簿（別記様式）に閲覧年月日、住所、氏名、工事名又は業務名及び閲覧文書区分を記載しなければならない。

(閲覧の拒否等)

第8条 閲覧者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を拒み、又は停止することができる。

(1) 閲覧文書等を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがある者

(2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがある者

(3) 係員の指示に従わない者

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年12月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに公告又は指名通知する建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成23年11月30日告示第92号）

(施行期日)

1 この告示は、平成23年12月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに公告又は指名通知する建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年３月２１日告示第２０号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに公告又は指名通知する建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年４月１日告示第４３号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成２９年５月２５日告示第７６号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、平成２９年７月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する工事又は物品購入等について適用する。

附 則（平成２９年７月３１日告示第９３号）

この告示は、公表の日から施行する。